

【表紙】

【提出書類】 訂正報告書

【根拠条文】 法第27条の25第4項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 株式会社パシフィックネット
代表取締役社長 上田 満弘

【住所又は本店所在地】 東京都港区芝五丁目20番14号

【報告義務発生日】

【提出日】 平成22年2月5日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】

【変更報告書提出事由】

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社パシフィックネット
証券コード	3021
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所(マザーズ)

第2【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社パシフィックネット
住所又は本店所在地	東京都港区芝五丁目20番14号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社パシフィックネット 取締役管理部門担当 財務経理部長兼情報システム部長 菅谷 泰久
電話番号	03-5730-1441(代表)

第3【訂正事項】

訂正される報告書	平成21年2月24日提出の大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成21年2月18日
訂正内容	<訂正前> <訂正後> 平成21年2月24日に提出いたしました大量保有報告書につきましては、当該報告に係る報告義務が発生していないことが判明いたしましたので、当該大量保有報告書を取り下げいたします。